

小金井市次世代自動車普及促進補助事業案内

地球温暖化防止及び脱炭素社会の実現を図るため、次世代自動車を購入した方に、予算の範囲内で購入費用の一部を補助します。



詳細は市ホームページをご覧ください。

1 補助対象車両、補助金額等

(中古車、リース購入は対象外)

対象車両	電気自動車 (EV)	プラグイン ハイブリッド自動車 (PHV)	燃料電池自動車 (FCV)
補助金額	10万円		30万円
補助の対象となる車体価格の上限額	定価※が500万円未満		上限なし

※ 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に記載の価格(最新のメーカー希望小売価格(税別))

2 補助対象者

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

【個人】 次の(1)と(2)どちらも満たす個人

- (1) 初度登録から申請時まで引き続き小金井市民であること。
- (2) 市町村税を完納していること。

【法人】 次の(1)と(2)どちらも満たす法人

- (1) 市に法人設立・設置届出書が提出されていること。
- (2) 申請日の属する事業年度の前年の法人市民税の申告をしており、かつ、市町村税を完納していること。

【個人事業主】 次の(1)と(2)どちらも満たす市内の個人事業主

- (1) 【個人】の要件を満たしていること。
- (2) 中小企業基本法に定める中小企業者又は小規模企業者であること。

3 申請受付期間

対象となる次世代自動車の初度登録日の翌日から1年以内

4 申請手続きの流れ

購入後の申請となります。

【申請者又は手続き代行者】

(1) 【補助対象車の購入・納車】



(2) 【申請】

- ▶申請に必要な書類（次ページ参照）を作成・提出（持参・郵送）
（申請書式は市ホームページからダウンロードまたは環境政策課窓口で入手できます。）

【小金井市環境政策課】



(3) 【受付】

- ▶提出順に受け付けます。

(4) 【申請書類の確認】

- ※申請内容・書類に不足・不備があった場合

(5) 【受理、審査】

- ▶申請書、必要書類を受理、審査します。

(6) 【交付決定】

- ▶「交付(不交付)決定通知」を郵送します。

※不備・不足内容について補足のうえ、再提出をお願いします。



※目安として(3)受付から(6)交付決定までに約1か月～2か月程度かかります。

5 申請に必要な書類(1)

- 様式は市ホームページからダウンロードできます。
- 証明書類は直近1か月以内に発行されたもの**を提出してください。

【全対象者（個人、法人、個人事業主）】

(1)	小金井市次世代自動車普及促進補助金申請書兼請求書（様式第1号）	初度登録の翌日から1年以内の車が対象となります。
(2)	「自動車検査証」及び「自動車検査証記録事項」の写し	交付年月日（登録年月日）や車の使用者、所有者、使用の本拠の位置などの要件を確認します。
(3)	契約書、注文書等補助対象車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し	車名など、車両購入の詳細がわかるものを提出してください。
(4)	「保管場所標章番号通知書」の写し又は申請者が保険契約者である「自動車保険証券（任意保険）」の写し	ローン購入でクレジット契約等により車検証の所有者と使用者が異なる場合
(5)	領収書の写しまたはこれに代わるもの	ローンによる支払分に対して、販売店から申請者に対して領収書が発行されない場合は、販売店からローン会社に対して発行された領収書の写し。ただし書等で申請者の氏名が確認できるものに限ります。
(6)	車両の保管場所において当該車両を撮影したカラー写真	写真サイズは任意
(7)	右表に掲げる日における住民登録地が市以外のものは、当該日を基準日として賦課決定された当該住民登録地の「市町村民税納税証明書」又は「非課税証明書」※	ア 前々年度1月1日（6月までに申請を行う者） イ 前年度1月1日（7月以降申請を行う者）

- ※
- ア 令和6年6月30日までに申請する場合
 - 令和5年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。
令和5年1月1日に在住していた自治体で発行される、令和5年度の納税証明書（未納のないもの）
 - イ 令和6年7月1日以降に申請する場合
 - 令和6年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。
令和6年1月1日に在住していた自治体で発行される、令和6年度の納税証明書（未納のないもの）

法人、個人事業主の場合は次ページも参照してください。

6 申請に必要な書類(2)

【法人の場合】 前ページの書類に加え、以下の書類が必要になります。

(1)	「法人の登記事項証明書」、 「法人住民税納税証明書」の写し	法人住民税が非課税などの理由 で取得できない場合にあっては、 法人税納税証明書その3の3
-----	----------------------------------	--

【個人事業主の場合】 前ページの書類に加え、以下の書類が必要になります。

(2)	開業届等、事業内容が確認できる 書面の写し	(個人事業主の場合)
-----	--------------------------	------------

7 申請書提出に当たっての注意事項

- 申請は、該当する次世代自動車の初度登録の翌日から1年以内まで受け付けます。
- 申請書等の記入に当たって、**摩擦で消える筆記用具や修正液、修正テープは使用しないでください。**
- 中古車（新古車）、リース購入は補助対象外**です。
- 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車については、補助対象となる車体本体価格が定価500万円未満のものに限られます。**



補助対象車両、定価（最新のメーカー希望小売価格（税別））はこちらでご確認をお願いします。
【一般社団法人次世代自動車振興センターHPへリンクします。】

【問合せ・提出先】

小金井市環境部環境政策課環境係
〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3
電話：042-387-9817
メール：s040199@koganei-shi.jp